5/3 朝日

きしむ「最低限の生活」

生活保護費 減り続け

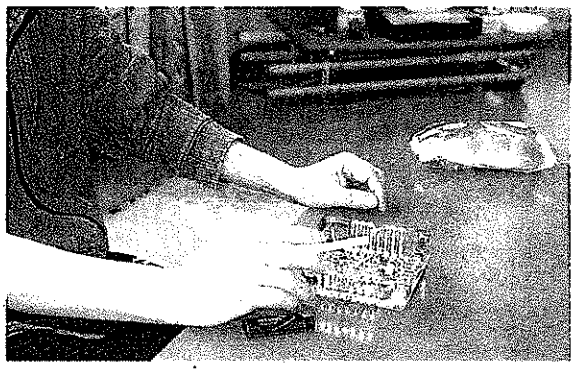

6年前から生活保護を受ける男性。1日2食にするなど生活を切り詰めているが蓄えはほとんどない＝4月、福井市

「お金に余裕があれば大きい浴場で思いっきり風呂につかりたい」。生活保護を受けている福井市の独身男性(69)は「風呂も食べたいもんも我慢する毎日」を送る。国は本年度、生活保護費のうち食費や光熱費などに充てる「生活扶助費」を最大5%引き下げることを決めた。2004年の老齢加算廃止に始まり、減り続ける生活保護。支援者らは、憲法に明記される「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されているとはいえないと訴えている。(伊豆倉知)【1面に関連記事】

1日2食でも貯蓄は月1000円…

県内支援者 算定法に疑問

「明日から来なくていいから」。6年前、男性はアルバイトとして働いていたホームセンターから突然告げられた。高齢に加え、体調も崩しがちなため再就職もままならず、福井市に相談し生活保護を申請。軽乗用車を手放し、家賃5万5千円から2万円余り安いアパートに移った。

現在の生活扶助費は月約7万円。食事は昼晩の2回でお茶漬けやパンが多いという。68キロあった体重は51キロまで落ちた。「ガス代がきつい」ため湯船につかって入浴するのは月1回。後は3日に1回のシャワーで済ませる。

唯一の嗜好品であるたばこをやめられないこともあるが、貯蓄は簡単ではないという。2年ごとのアパート更新時、不動産業者と保証人に支払う計3万5千円のために月千円ずつためるのがやっとだ。仮に支給額が数千円でも引き下げられれば、生活は深刻なダメージを受ける。

■■■

県地域福祉課によると県内の生活保護受給世帯は、07年度の1862世帯、2323人から16年度は3336世帯、4170人に増加。県内でも貧困化が進んでいるとみられ、16年度は県全体の支給額が約66億円に上った。

生活扶助費の見直しは5年に1度。算定には「水準均衡方式」が使われ、今回は全国で受給世帯の67%が減額対象になる。母子世帯などで増額のケースはあるが、65歳以上の単身世帯では減額対象が76%に上る。

水準均衡方式は下位10%の所得層の消費水準に合わせる手法で、その算定法のあり方を疑問視する声は強い。

福井弁護士会で人権擁護委員会貧困対策部会長を務める堺啓輔弁護士は「生活保護基準未満の世帯で生活保護を利用しているのは1~2割程度」と述べ、本来なら受給できる低所得世帯まで10%に含まれていると指摘。下位10%層の消費水準から算定することは、生活扶助基準が際限なく下がることにつながると訴える。

■■■

生活保護世帯にとっては、クーラーや冷蔵庫などありふれた家電の故障も命取りになりかねない。県内の貧困問題に取り組む反貧困連絡会の事務局の錦織龍彦(にしきおりたつひこ)さん(58)は「国は毎月の給付を蓄えて計画的に買い直しなさいというが、そもそも最低生活費だから難しい。さらに支給額が最大5%引き下げられたら不可能に近い」と今回の見直し方針を批判する。

生活保護費の引き下げは04年から続いている。福井弁護士会によると、13年の生活扶助基準見直しでは平均6・5%、最大10%の引き下げがあり、国は予算を670億円カットした。今回も160億円を削減すると決まっている。

堺弁護士は「減額ありきではないか」と決定過程をいぶかしむ。基準引き下げは就学援助など他の制度に影響する可能性もあるとし、「生きていくぎりぎりの基準をいつの間にか下回ってしまうことになりかねない」と危惧している。

生活保護では不正受給がニュースになることが多い。2016年度には全国の不正受給数が過去最多を更新した。県内では昨年11月、暴力団員であることを隠して受給した男が実刑判決を受けるケースもあった。

関係者によると、自治体に知られないようこっそり働いて収入を得ている受給者は県内にもいるようだ。このような不正がまかり通ると生活保護世帯への風当たりは強くなり、生活保護を受けずに働く低所得層との公平性にも大きな問題が起きる。

生活保護費の減額を止めるには社会の理解が不可欠と考える堺啓輔弁護士は、「負のイメージ」を払拭する必要性を指摘。生活保護基準は憲法が保障する「最低限度の生活」の基準にもなるだけに、「最低限度」のラインが下り続ければ社会保障全体の地盤沈下につながりかねないと心配する。(伊豆倉)

不正受給 注目集め

負の印象 払拭必要

憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活扶助費の推移

単位:円

	2004年	2012年	2015年	2020年	減額金額	減額割合
夫婦子2人世帯(40代夫婦、小中学生)	―	220,050	205,270	196,010	24,040	-10.9%
母子世帯(40代母、小中学生)	―	212,720	199,840	190,490	22,230	-10.5%
高齢単身世帯(75歳)	93,850	75,770	74,630	70,900	22,950	-24.5%

※日井達まとめ(1級地-1のケース)

2004年 老齢加算廃止(年337億円削減)
2012年 生活扶助平均6.5%、最大10%引き下げ(年670億円削減)
期末一時扶助引き下げ(年70億円削減)
2015年 住宅扶助引き下げ(年190億円削減)
冬季加算引き下げ(年30億円削減)
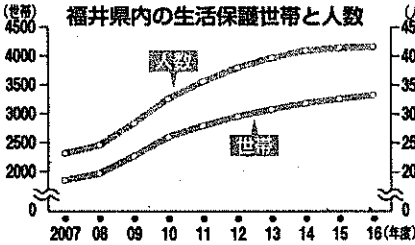
福井県内の生活保護世帯と人数